

一般質問

ふじた かつき
藤田 克樹

2021年
6月18日(金)

過疎地域の持続的発展の支援に関する 特別措置法について

藤田

旧過疎法が本年3月末で期限を迎え、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる新過疎法が3月26日に成立し、令和13年3月31日限りの時限立法として本年4月1日から施行された。

新過疎法施行に伴い、富山市の過疎対策事業債の活用にとどのような影響があるのか。

企画管理部長

本市は、旧山田村と旧細入村の区域のみを過疎地域とみなす、いわゆる一部過疎に指定されていたが、新過疎法の施行に伴い、本市は過疎団体の指定からは外れ、過疎の卒業団体に対する経過措置の規定が設けられ、引き続き過疎債等の支援措置が受けられる。

本市の場合、過疎債の経過措置期間は6年間であり、直近5か年度のうち、過疎債の発行額の大きい3か年度の平均を基準額として、1年目から3年目が基準額の100%、4年目が80%、5年目が70%、最終年度の6年目が50%と段階的に発行限度額が減少する。

事業の実施に当たり、必要性等について十分検討し、真に必要な事業は過疎債等の有利な財源を活用し実施する。

藤田

過疎地域は、適正な森林管理による水源涵養や国土保全、都市部の水源確保や木材エネルギーの供給、自然災害の発生の防止、良好な景観の形成など、多くの面で市民の生活を支え、生活に豊かさや潤いを与えている。

また、コロナ禍を機に、自然豊かな暮らしの場として再認識されている。

過疎対策事業債を活用した過疎対策は、過疎地域の住民福祉の向上や農林水産業など地場産業の進展、振興、雇用の創出、さらには、豊かな自然環境や伝統文化などの地域資源を生かし、個性ある魅力的な地域づくりを進める上で重要な取組である。

過疎地域が活気にあふれ、多面的で公益的な機能をしっかりと果たしてこそ、持続的な発展となる。

新過疎法の目的が過疎地域の持続的発展に見直しとなり、今後どのような取組を行っていくのか、また、過疎対策の推進目標に対して、具体的にどのような取組を行っていくのか。

企画管理部長

新過疎法の施行に伴い、本市は法律上、過疎地域から脱却した。

一方で、山田地域及び細入地域は人口減少や高齢化が市内のほかの地域と比べても著しく、生活環境の整備などに引き続き取り組む必要がある。

合併後、旧過疎法の下で、富山市過疎地域自立促進計画を策定し、山田地域及び細入地域における産業の振興や生活環境の整備、教育の振興等の面から地域の自立促進に資する取組を進めたが、新過疎法の理念を踏まえ、今年度、新たに過疎地域持続的発展市町村計画を策定し、これまでの過疎地域自立促進計画に基づく取組に引き続き、山田地域、細入地域での住民の生活の質の向上のための各種施策に取り組む。

都市への過度な人口集中が大きなりリスクを伴うことはコロナ禍や豪雨災害などで明らかになり、過疎地域の維持は人口分散の選択肢の1つとなる。

若者の田園回帰の機運が高まりつつある今、過疎地域再生の絶好のチャンスである。

総務省の過疎問題懇談会では、我が国の人口が減少する中で、持続的な社会・経済システムを過疎地域で先駆けて構築するよう提起しており、過疎地域を、少ない人口で広い空間を活用する先進的な少数社会と位置づけている。

富山市の過疎地域を、モデルケースとして高度情報通信ネットワークを活用した公共交通、医療、介護、教育などのデジタルインフラを整備し、経済発展と社会的課題の解決を両立させた持続可能な、安全・安心で暮らせる仕組みづくりに取り組んでみてはどうか。

本市が、さらに公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりを継続、深化させていく上でICT等の新たな技術を活用した富山市版スマートシティの構築が重要であり、山田地域及び細入地域における住民の安全・安心な生活の確保などにも努める。

公共施設の再編後の 跡地利用について

藤田

令和2年11月25日に策定された富山市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針では、早期に適正化を検討する学校として複式学級が存在する学校や全学年が単学級である学校を挙げ、これらの学校を中心に市立小・中学校の再編計画を策定することになった。

学校再編は、教育施設の再編にとどまらず、コミュニティの在り方にも密接に関係することから、今後は市長部局との連携も十分に図られながら再編が進むと期待している。

災害対策基本法に基づく指定避難所として公共施設を指定しているが、学校等の公共施設の再編により指定避難所が空白となるおそれがある。

例えば令和4年4月に八尾地域統合中学校が開校する。新しい時代にマッチしたすばらしい統合中学校が開校するものと期待しているが、現在の八尾中学校、杉原中学校は廃校となり、令和4年度に取壊される。取壊し後は、八尾地域の第2次指定避難所が空白となる。

今後の指定避難所に指定されている小・中学校の再編に伴う避難所の確保について見解を問う。

建設部長

八尾中学校と杉原中学校の統合に伴い、廃止される第2次避難所の代替として、第3次避難所である八尾高校や、その他避難所である八尾コミュニティセンターを開設することで、地域の防災拠点としての役割を維持したい。

今後、小・中学校の再編に伴う避難所の確保について、学校の体育館が存続する場合には、施設管理者の同意を得て、引き続き避難所として指定し、体育館が取り壊される場合には、八尾地域と同様に、学校の近隣にある避難所を活用する。

公共施設の再編後の既存の土地、 建物の活用について

藤田

今後は、学校等の公共施設の再編によって不要となる土地、建物が出てくるが、公共施設は様々な地域活動を

通じてコミュニティを形成し、本市全体の公共施設の在り方や地域住民との調整など、計画的な利活用が必要となる。

そこで、現在移転が予定されている八尾行政サービスセンターの活用について問う。

企画管理部長

八尾地域において令和元年度に実施したワークショップで出された住民の意見等を踏まえ、令和2年3月に策定した公共施設再編に関する地域別実行計画では、現在の八尾行政サービスセンターの機能を旧八尾健康福祉総合センターへ移転、集約化する。

再編計画の実行に向け、移転先である旧八尾健康福祉総合センターの施設改修のための設計業務等を行っており、令和4年度中には改修工事を終え、移転を完了させたい。

移転後の跡地利用は、今のところ計画がなく、資産の有効活用を図る観点から民間への売却を含めて検討する。

現在の八尾行政サービスセンターは昭和33年に建築されたものであり、老朽化が著しいことや耐震基準を満たしていないことから、行政機能の移転後、できるだけ早期に解体する。

藤田

八尾地域統合中学校の開校後の八尾中学校、杉原中学校の跡地利用について問う。

教育委員会事務局長

学校は、災害時には地元住民の避難施設としての役割を果たしており、学校の統廃合後の跡地利用は地元住民の関心が高い。

しかし、学校跡地は面積も大きく、校舎や体育館などの建物を残すと施設の保全や維持管理に費用がかかる。跡地に利用計画がない場合は、資産の有効活用を図るため民間への売却も検討する。

八尾中学校及び杉原中学校の跡地は、当初から売却を前提に既存校舎及び体育館の解体を八尾地域統合中学校整備等のPFI事業に含めており、今後具体的な売却先を探す。

富山市議会 会派 自由民主党

〒939-8510 富山市新桜町7板38合 自由民主党会派控室
TEL 076-443-2152 / FAX 076-431-6100

✉ info@jimin-toyamacity.jp



富山市議会 会派 自由民主党
www.jimin-toyamacity.jp



動画で定例会の様子をご覧ください

富山市議会インターネット中継

検索



LINE公式アカウント
市議会を身近に感じてもらえるような
情報発信をしています。
ぜひ登録よろしくお願ひします!